

景観遺産の登録の変更について(諮問)

「織物産業を象徴するノコギリ屋根」

令和8年度 景観審議会(第2回景観形成部会)
令和8年7月29日

景観の形成等に関する条例に基づく「景観遺産」登録制度

「景観遺産」登録制度（令和3年度創設）

<制度の概要について>

地域特有の景観や何げなく思う日常風景の中に埋もれた
地域特有の歴史的・文化的背景を有する景観を「景観遺産」
として登録して情報発信身近な景観の意義や魅力を県民
に広く周知することで、**ふるさと意識を啓発し、地域の活性化**につなげる。

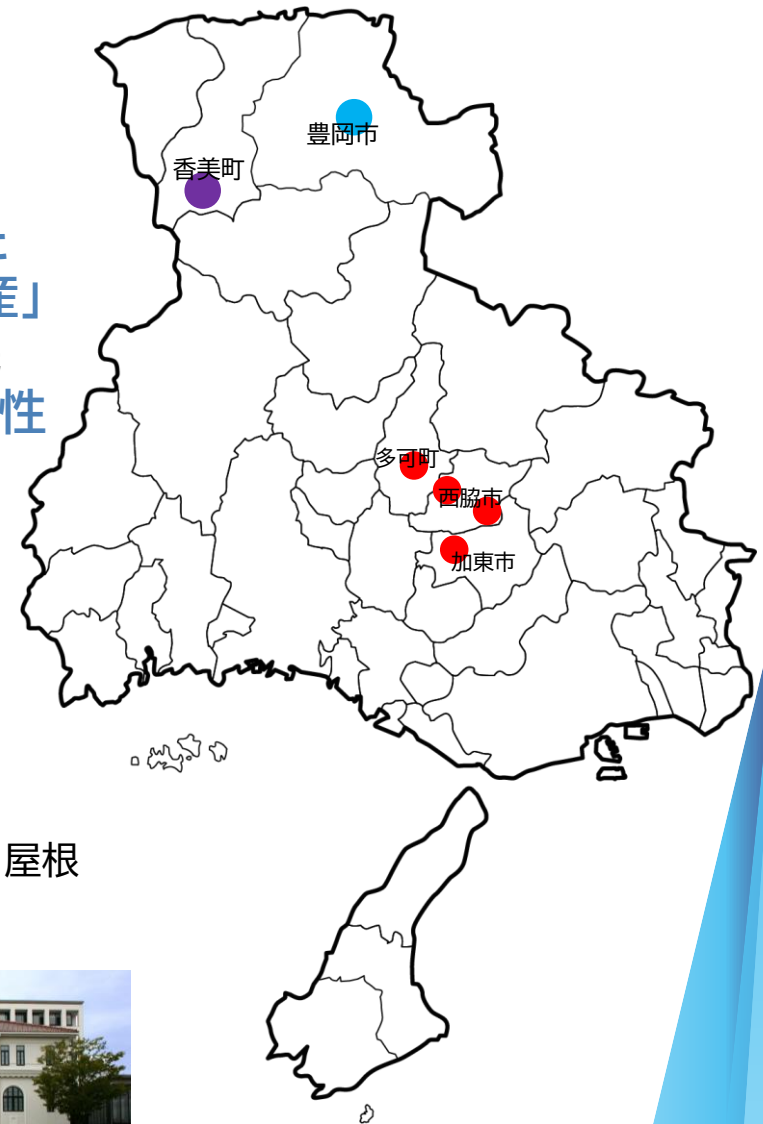


織物産業を象徴するノコギリ屋根

“和牛の聖地”～純血種『但馬牛』のルーツ～



北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」



- 第1弾(のこぎり屋根)
- 第2弾(和牛の聖地)
- 第3弾(豊岡震災復興遺産)

景観の形成等に関する条例に基づく「景観遺産」登録制度

～登録要件について～

(1) 地域との関係性

- ・地域の生活・歴史・文化・生業(産業)と深いつながりを有するもの
- ・風土(気候・地勢など)の影響を受けて形成されたもの
- ・地域の人々の暮らしや行事に欠かせないもの
- ・身近な景観の構成要素として、地域の人々から親しまれているもの
- ・住民団体等による景観づくりの持続的な取組と関連があるもの

(2) 独自性

- ・地域特有の構法や意匠形態を有するもの
- ・地域特有の植物の群生など

(3) 希少性

- ・同じ特徴を持つ他の建造物等が失われ、希少価値を有するもの
- ・特徴的な外観や意匠形態を有するもの

景観遺産の登録の変更手続

景観形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)(抜粋)

第3章の5 景観遺産 追加〔令和4年条例21号〕
(登録)

- 第21条の22 知事は、地域の景観の形成に寄与する建造物若しくは建造物群若しくは樹木若しくは樹木の集団(以下「建造物等」という。)(第21条の10第1項の規定による指定を受けたもの及び同項各号に掲げるものを除く。)又は優れた景観を有する土地の区域(第8条第1項又は第15条第1項の規定による指定を受けたものを除く。)を、景観遺産として登録することができる。
- 2 知事は、前項の規定により景観遺産を登録しようとする場合には、あらかじめ、当該景観遺産が建造物等であるときにあっては当該建造物等の所有者の、当該景観遺産が土地の区域であるときにあっては当該区域の景観の形成に重要な土地及び建造物等の所有者の同意を得るとともに、当該景観遺産が存する市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により景観遺産を登録したときは、規則で定める事項を前項に規定する所有者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。
- 4 知事は、景観遺産に登録された建造物等が第21条の10第1項の規定による指定を受けたとき、若しくは同項各号に掲げるものに該当するに至ったとき、景観遺産に登録された土地の区域が第8条第1項若しくは第15条第1項の規定による指定を受けたとき、又は滅失、毀損、枯死その他の事由により景観遺産の登録の理由が消滅したときは、第1項の規定による登録を抹消するものとする。
- 5 知事は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による登録を抹消することができる。
- 6 第2項の規定は景観遺産の登録の変更及び前項の規定による景観遺産の登録の抹消について、第3項の規定は景観遺産の登録の変更及び前2項の規定による景観遺産の登録の抹消について準用する。

■考え方

① 建造物群としての登録について

条例第21条の22第1項では、「建造物群」を一つの景観遺産として登録できるとされている。

- ▶ 景観遺産「織物産業を象徴するノコギリ屋根」は、複数の建造物で構成される建造物群として、その歴史・景観的価値を一体的に評価し登録している。

② 登録内容の変更について

同条第6項に規定する「景観遺産の登録の変更」とは、登録された景観遺産の構成内容等に変更が生じる場合を想定したものである。

- ▶ このたび、景観遺産を構成する建造物の一つである「播州織工房館」が除却されることにより、建造物群を構成する要素に変更が生じる。

景観遺産の登録概要 ～織物産業を象徴するノコギリ屋根～

令和5年3月17日登録

4

- ・自然光を採り入れるためにつくられた「ノコギリの刃」のような形状の屋根が連なる風景は、織物で栄えた地域の特徴的景観である。
- ・産業の衰退とともに展示・販売施設に転用されたものもあるが、今も尚まちなかに残る歴史的資産として、地域の歴史を物語る。

①		【播州織工房館(西脇市)】 明治35年頃に建てられた織物工場を播州織製品の販売・展示を行うアンテナショップとして活用。焼板を巡らせた外壁や木の格子窓が特徴的。 手機織り体験など、体験型施設として播州織の魅力を発信
②		【遠孫織布(西脇市)】 昭和27年頃ジャガード織物(播州織の一種)の工場として建てられ、現在も稼働中。併設ショールームにて、オリジナル生地を一般販売実施 外観と併せて織物産業を身近に感じることが可能
③		【神結酒造(加東市)】 戦後まもなくに織物工場として建設され、現在は隣接する酒造の倉庫や冷蔵庫として活用。新酒の時期には酒造工程の展示会場として活用
④		【橋本裕司織布(多可町)】 昭和39年頃織物工場として建てられ、現在も稼働中。 「播州織」のブランドBanshu-ori Next Japanとして国内外に向けた同製品の魅力発信・製造販売に精力的に活動

播州織工房館の概要 ～織物産業を象徴するノコギリ屋根～



建物外観写真



付近見取り図

凡例
●景観形成重要建造物

■建物概要

所在地:西脇市西脇452-1

建築年:明治35(1902)年頃

その他:ひょうごのビューポイント150選

都市計画道路西脇上戸田線(県道54号)事業認可(R3.1.19)

■除却の経緯

- ・本施設は播州織の魅力発信及び技術継承を目的とした体験型施設として運営されてきた。
- ・県による都市計画道路拡幅事業に伴う用地買収の対象であった。
- ・一部保存(減築)も検討したが、減築後の耐震性など安全面の課題に加え、運営主体の商工会が撤退したことから、継続的な活用が困難となった。
- ・機能については道の駅へ移転済みであり、施設を維持する必要性が低下している。
- ・「景観遺産に係る行為の届出書」により令和8年7月14日付けで除却に関する届出受理(除却時期は未定)

■今後の方向性

- ・残る3施設により登録要件※を満たすものとし、登録の変更として手続を進める。

※ 地域の生活・歴史・文化・生業(産業)と深いつながりを有するものや地域特有の構法や意匠形態を有するもの

- ・所有者等に対して除却する建造物に関する資料提供、記録調査の実施等の依頼に対しての協力を依頼する。

今後のスケジュール

～景観遺産の変更～

年月日		スケジュール
令和8年	7月29日	景観審議会(第2回景観形成部会) 諮問・答申
	8月～	建造物の資料収集・記録調査
	未定	除却の確認
		登録変更告示